

3-2-3	第10条の3第2項の規定により、代理権限又は使者の権限を確認することを民間事業者に委託してもよいか。	<p>委託すべきでない。</p> <p>戸籍法第10条の3第2項の規定に基づき提出された権限確認書面の記載内容から、現に請求の任に当たっている者が代理権限又は使者の権限を確認すること自体は、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間委託になじまない。なお、請求者（請求者が法人であるときはその代表者）が作成した委任状などの権限確認書面の提出の有無を確認することは、317号通知記4(1)ア(ア)に定める「添付書面の確認」であり、事実上の行為又は補助的行為として民間事業者に委託することができる(※)。</p> <p>※ 運用上の工夫例</p> <p>・請求者が第10条の3第2項の規定により、代理権限又は使者の権限を確認できる書面を示して請求書を提出してきた場合、民間事業者には当該書面が提出された事実のみを確認した上でいったん請求書類を受領することまでを委託し、請求者が示した書面等により代理権限又は使者の権限を確認できるか否かの判断は、交付不交付を判断する市区町村の職員にゆだねる。職員は添付された書面等から請求者につき代理権限又は使者の権限があるか否かを確認した上で交付不交付の決定をする。</p>
3-2-4	戸籍法第10条の4の規定により、請求者に必要な説明を求めることを民間事業者に委託してもよいか。	<p>委託すべきでない。</p> <p>戸籍法第10条の4の規定により、現に請求の任に当たっている者に対し必要な説明を求めることは、同法第10条の2第1項から第5項までの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときに行われるものであることから、これらの規定の要件を満たしているとは認められないとの判断が前提となっている。また、求める説明の内容の設定など、請求の任に当たっている者とのやり取りの中で裁量的判断が求められることから、請求者に必要な説明を求めることは、市区町村長の判断を必要とする業務であり、民間事業者への委託になじまない(※)。</p> <p>※ 運用上の工夫例</p> <p>・交付請求書上に記載された内容が、例えば、①「貸金債権を請求するため」というように行使する権利について具体的な記載のない場合、②債権者が、死亡した貸金債権の債務者の相続人を知るためとの理由で交付の請求をする際に、交付請求書に記載された貸付年月日が債務者の死亡後となっているような場合、③関係者から請求者の請求の理由の内容が虚偽である旨の資料が事前に提供された場合等であっても、民間事業者に交付請求書をひとまず受領することまでを委託し、交付不交付の決定を行う市区町村の職員が交付請求書に記載された内容から各交付要件の存否を認定し、明らかにすべき事項が明らかにされていないと認めるときに、請求者に対して必要な説明を求め、交付請求書上の記載が十分となり又は矛盾が解消されたときに限り、交付の請求を認める。</p>
3 その他		
3-3	戸籍法施行規則第11条の5に定める原本還付に関する業務を民間事業者に委託してもよいか。	<p>原本還付をするか否かを判断することは委託すべきでないが、原本還付の定型的作業を実施することは委託してもよい。</p> <p>戸籍法施行規則第11条の5第1項本文の規定により、請求者は、交付請求の際に提出された書面の原本還付を求めることができるが、①当該交付請求のためにのみ作成された委任状その他の書面(同項ただし書)及び②偽装された書面その他不正な交付請求のために用いられた疑いがある書面(同条第4項)については還付されない。したがって、原本還付をするか否かを判断するには、これらの書面に当たらないかを否かを裁量的に判断する必要があり、それ自体市区町村長の判断が必要となる業務となるから、民間事業者への委託になじまない。</p> <p>一方、市区町村の職員による判断の後、実際に原本還付を実施すること(原本と謄本の照合、謄本への原本還付の旨の記載を含む。)は、民間事業者に委託することができる。</p>

第4 戸籍の届出に関する業務		
1 届書の受領及び本人確認		
4-1	戸籍法施行規則第53条の2で準用する戸籍法施行規則第11条の2第3号の規定により、窓口に出頭した者の戸籍の記載事項について説明を求めるなどの方法によって本人確認をすることを民間事業者に委託することができるか。	3-1に準ずる。
4-1-2	届書の「父母との続き柄」欄の記載等がされていない嫡出でない子の出生の届出や、虚偽の養子縁組であると疑われる種類の届出について届書を民間事業者が受領した場合には、市区町村の職員に対応を引き継ぐことを要するか。	引き継ぐべきである。 これらの届出については、平成22年3月24日付け民一第729号民事局民事第一課長通知や、平成22年12月27日付け民一第3200号民事局長通達等により取扱いが定められているところ、届出人からの質問が多岐・微細にわたり、市区町村長の判断を要する可能性が高いため、民間事業者がこれらの届出に係る届書を受領した場合には、自らは対応せず職員に対応を引き継ぐべきである。
2 届書への記載及び添付書面の確認		
4-2	民間事業者の従業員が、届書の記載の遺漏、添付書面の不足等を発見した場合に、当該従業員が、このことを窓口に出頭した者に指摘することは差し支えないか。また、このことを理由として、当該従業員が、届書等の受領を拒んでもよいか。	3-2に準ずる。
3 戸籍発取簿への記載、戸籍の記載		
4-3	届出事項の入力(届書入力)業務を民間事業者に委託してもよいか。	基本的に、委託してもよい。ただし、留意すべき点がある。 コンピュータ化された戸籍事務における届書入力は、それ自体は事実上の行為にすぎないから、基本的には、民間事業者に委託することができる(※1)。 一方、戸籍情報システムにおいては、戸籍事務の適正迅速を図るため、入力された個々の届出事項が入力すべき事項として適当であること及び相互の事項に矛盾がないことを点検するとともに、受理要件を審査し、当該事項が不適当な場合若しくは矛盾する場合又は法令に適合していない場合は、その旨を表示する機能(自動審査機能)が備えられるべきこととされている(平成6年11月16日法務省民一第7002号民事局長通達別添基準書第2の1)。届書の記載と入力内容の突合を行い、届出の受理要件を審査し、処分決定を行うことは、市区町村長の判断が必要となる業務であって、市区町村の職員がこれを行うべきであるから、市区町村の職員において、上記表示が現れたことを認識し、実質的に自動審査機能を活用することができるよう、業務処理工程等を工夫することが適当である点に留意を要する(※2、※3)。 ※1 誤字を正字等に訂正又は更正する際に、当該誤字が「誤字俗字・正字一覧表」に掲載されている誤字の例に合致せず、どの正字等に訂正等すべきか疑義が生じる場合など、届書入力に際して疑義が生じる場合には、その部分は法令・通達等に照らして明確ではなく、委託の範囲外であるから、民間事業者において入力をすべきでない。 ※2 工夫例 届書入力画面に入力後、処分決定画面に遷移する際に、自動審査機能に基づく表示が現れる設計となっている場合に、民間事業者が届書入力を行った後、同表示の内容をひとまず是とした上で、処分決定は保留し、再度市区町村の職員が届書入力画面を展開し、同表示の内容を吟味した上で、処分決定を行う。 ※3 他の市区町村において既に受理され、当該市区町村に送付された届出に係る届書入力については、この限りでない。

4-3-2	審査結果入力業務及び訂正・更正・追完入力業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>基本的に、委託してもよい。ただし、留意すべき点がある。 法令・通達等に照らして審査結果入力又は訂正・更正・追完入力業務(以下「審査結果入力等」という。)の内容が明白となる場合には、その業務は事実上の行為又は補助的行為であり、民間事業者へ委託することができる(※1、※2)。ただし、審査結果入力等については、処理が複雑かつ非定型的なものも多く、法令・通達等に照らして審査結果入力等の内容が明白とならない場合には、この限りでない。</p> <p>※1 あらかじめ記載例を民間事業者に示した上で、民間事業者へ委託をすることは差し支えないが、市区町村の職員が民間事業者に対し、個別の事案ごとに具体的な指示をすると、2-1と同様、偽装請負と評価されるおそれがある。</p> <p>※2 具体例 ・嫡出でない子の出生届の事件本人が入るべき出生当時の母の戸籍において、母が除籍されている場合において、審査結果入力による入力事項が法定記載例又は参考記載例のとおりであり、なんら疑問をさしはさむ余地がない場合は、民間事業者がこれをひとまず入力し、保留した上で、再度市区町村の職員が入力画面を展開し、入力内容を吟味した上で、処分決定及び決裁を行う。</p>
4-3-3	移記事項の入力業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>基本的に、委託してもよい。ただし、留意すべき点がある。 317号通知記4(1)イ(ア)において、「戸籍の記載」は事実上の行為又は補助的行為に区分されており、コンピュータ化された戸籍事務における移記事項の入力は、この「戸籍の記載」に当たる。そして、身分事項の移記については、戸籍法施行規則第39条第1項の各号において、移記を要する事項が決められているため、基本的には、法令・通達等に照らして明白な身分事項の移記に係る入力については、事実上の行為又は補助的行為と考えられ、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>もっとも、例外的に、特記事項等の一部の身分事項について移記を要するか否かにつき、法令・通達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合(※)があり得、このような場合には市区町村の職員が移記事項の入力業務を行う必要がある。このため、民間事業者に対して移記事項の入力業務を委託する前段階(受理審査後)において、法務局に処理照会等をすることが必要であるか否かを含め、移記事項の入力につき高度な判断を要するか否かについて市区町村の記載調査担当職員が判断し、高度な判断を要する場合に、市区町村の職員が対応することができる体制が整っているときは、高度な判断を要しない移記事項の入力は事実上の行為といえることから、民間事業者へ委託することができる。このような移記事項の入力を民間事業者へ委託する場合には、あらかじめ民間事業者に対して移記事項の入力手順を示しておく必要がある。</p> <p>なお、①委託後、民間事業者において処理することに疑義のある事案は、委託の範囲外として市区町村の職員が処理することとなるほか(2-2参照)、②移記事項を含めた戸籍記載後の決裁(校合)処理を市区町村の職員が行う際に、移記事項の記載の適正について十分に審査する必要がある。</p> <p>※ 具体例 ・従前戸籍の記載に、正字を特定できない誤字や移記後に記載内容の変更を生じ得る特記事項などが含まれている場合の移記事項の入力業務</p>
第5 その他		
5-1	相談業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>相談業務については、質問が多岐・微細にわたると誤った回答をするおそれがある上、戸籍事務以外の手続についても案内すべき場合もあると考えられるため、なるべく市区町村の職員が行うことが過誤やトラブルを避けるために有効である。</p> <p>ただし、相談の内容が法令・通達等に照らして明白(※)であれば、民間事業者において、これに回答することは事実上の行為又は補助的行為に該当するので、民間事業者へ委託することは可能と考える。もっとも、民間事業者へ委託した相談業務に関して、市区町村の職員から民間事業者の従業員に対して個別に指示をおこなうことはできないため、あらかじめ契約で委託する相談業務の範囲を定型的なものとするを定めておくこと等により、民間事業者が相談に対して回答する際に、疑義が生じる場合には、職員に対応を引き継ぐこととしておくべきである。</p> <p>※ 具体例 ・「(日本人同士で)婚姻の届出をしたいと考えているが、婚姻届の書き方を教えてほしい。」との相談</p>

5-2	非本籍地の市区町村が届出を受け付ける場合等において、本籍地の市区町村に対して電話照会を行うときに、電話照会に関する業務を民間事業者へ委託してよいか。	<p>基本的に、委託してもよい。ただし、留意すべき点がある。</p> <p>本籍地側において電話照会を受け、照会において特定された戸籍情報を確認して回答することは、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白となる場合(※)には、裁量の余地のない事実上の行為であり、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>また、非本籍地側において電話照会をし、照会した戸籍情報の回答を受けることは、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白となる場合(※)には、事実上の行為又は補助的行為であり、民間事業者へ委託することができる。</p> <p>ただし、本籍地に確認すべき戸籍情報が法令・通達等に照らして明白とならない場合には、この限りでない。</p> <p>※ 具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻の届出において、夫となる者が現に婚姻をしていないかを確認すること ・不受理申出がされているかを確認すること
5-3	受理・不受理証明書、届書の記載事項証明書又は婚姻要件具備証明書等の一般行政証明書を発行する業務を民間事業者へ委託してもよいか。	<p>証明書の作成など、事実上の行為又は補助的行為に限り、委託してもよい。</p> <p>証明書の発行をするか否かの判断は、市区町村の職員が行うべきである。また、証明書の発行に伴い案内すべき事項がある場合には、案内に遺漏のないよう市区町村の職員自ら案内を行うか、案内事項を定めて民間事業者の従業員が自らの判断で行うことができるような形で委託すべきである。</p> <p>なお、DV被害者等に対する支援措置を行っている場合における届書の記載事項証明書の発行に当たっては、証明書の記載内容について、市区町村の職員が慎重に確認すべきである。</p>
5-4	民間事業者へ公印の押印をさせる業務を委託する場合に注意すべきことはあるか。	<p>市区町村長の判断を必要とする行為を市区町村職員が行うことが前提に、公印の押印を民間事業者へ委託する場合には、これを冒用されないよう、いたずらに民間事業者へ公印を保持させず、管理簿を備え付けるなどして厳重に管理すべきである。</p> <p>また、公印の押印を民間事業者へ委託する場合には、電子印によるものも含め、証明書が適正に作成されているか、交付前に職員が確認すべきである。</p>